

三重県 新たにリサイクル 製品を認定

護岸擁壁等に活用可能な建設資材

三重県では、三重県
リサイクル製品利用推
進条例に基づき、20
21年12月22日付で新
たに二つの「三重県認
定リサイクル製品」を
認定した。

認定した製品は、セ
ンシン(三重県名張市)
が生産する「Rスプリ
ットン」と「Rポーラ
ススプリットン」。どち

らも家庭ごみの焼却施
設(伊賀南部環境衛生
組合)で発生する溶融
スラグを混練したプレ
キャスト無筋コンクリ
ート製品。製造過程に
おいて天然資源の使用
を削減し、普通骨材を
原料とした既存製品と
同様に使用できる。「R
ポーラススプリット
ン」はポーラス構造で

あるため、透水性・吸
音性を有する。主な用
途は護岸擁壁や道路用
法留擁壁などとした。
認定期間は5年間。
県は01年度に施行し
た「三重県リサイクル
製品利用推進条例」に
基づきリサイクル製品
の認定を実施してお
り、22年度は年3回の
認定審査を行う。申請
期日は、▽第一期 4
月8日▽第二期 8月
5日▽第三期 12月9
日 までとした。